

消食表第120号
令和4年4月1日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

消費者庁次長
(公印省略)

「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について

特別用途食品の表示許可等については、「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日付け消食表第296号）により運用しているところです。

今般、アレルギー除去食品のうち乳児を対象とした粉乳及び液状乳における経過措置等について、別紙新旧対照表のとおり改正を行いましたので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等に対する周知をお願いいたします。